

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

目黒区長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 区民からの申請に伴う対象者の確認及び受給資格確認 2 支給決定及び変更並びに利用者負担の決定及び変更 3 支給決定台帳の作成 4 支給管理
③システムの名称	障害福祉システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付に関する情報ファイル、地域生活支援事業に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表117の項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項及び146の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項及び146の項 ○番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障害者支援課、障害施策推進課
②所属長の役職名	障害者支援課長、障害施策推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係、障害施策推進課 障害福祉給付係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障害者支援課 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850 知的障害・発達障害相談係 電話番号(直通) 03-5722-9851 精神障害福祉・難病係 電話番号(直通) 03-5722-9369 健康福祉部 障害施策推進課 障害福祉給付係 電話番号(直通) 03-5722-9254
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力局面で、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月28日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 障害福祉課 管理係 電話番号(直通) 03-5722-9846	健康福祉部 障害福祉課 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850 知的障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9851 精神障害福祉・難病係 電話番号(直通) 03-5722-9369	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84の項 定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第8項 目黒区個人番号の利用に関する条例別表第9の項	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)並びに別表第二の16,26,56の2,57,87,108,109,110及び116の項	番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)並びに別表第二の16,26,56の2,57,87,108,109,110及び116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条,第19条,第30条,第31条,第44条及び第55条 目黒区個人番号の利用に関する条例別表第9の項	事後	地域生活支援事業の実施に関する事務に係る別表第二の主務省令が未整備のため、独自利用事務として区条例を改正したもの。
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(個人情報保護委員会規則第一号)第14条に基づく平成28年度の評価書の見直し
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(個人情報保護委員会規則第一号)第14条に基づく平成28年度の評価書の見直し
平成28年12月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 区民からの申請に伴う対象者の確認及び支給資格確認 2 支給決定及び変更並びに利用者負担の決定及び変更 3 支給決定台帳の作成 4 支給管理	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 区民からの申請に伴う対象者の確認及び支給資格確認 2 支給決定及び変更並びに利用者負担の決定及び変更 3 支給決定台帳の作成 4 支給管理 ・住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。	事前	
平成28年12月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 篠崎省三	障害福祉課長 保坂春樹	事後	
平成30年12月12日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年12月12日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年12月12日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 保坂春樹	障害福祉課長	事後	様式変更のため
令和2年3月3日	評価書名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第8項 目黒区個人番号の利用に関する条例別表第9の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 ・別表第一の84の項並びに主務省令(※)第60条 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第9項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)並びに別表第二の16,26,56の2,57,87,108,109,110及び116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条,第19条,第30条,第31条,第44条及び第55条 目黒区個人番号の利用に関する条例別表第9の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の16,26,56の2,57,87,108,109,110及び116の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の108,109及び110の項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第9項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	事後	
令和2年12月3日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 障害福祉課 ②所属長の役職名 障害福祉課長	①部署 障害者支援課、障害施策推進課 ②所属長の役職名 障害者支援課長 障害施策推進課長	事後	
令和2年12月3日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部 障害福祉課 障害福祉管理係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号	健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係 障害施策推進課 計画推進係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話番号(直通) 03-5722-9846	事後	
令和2年12月3日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康福祉部 障害福祉課 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850 知的障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9851 精神障害福祉・難病係 電話番号(直通) 03-5722-9369	健康福祉部 障害者支援課 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850 知的障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9851 精神障害福祉・難病係 電話番号(直通) 03-5722-9369 健康福祉部 障害施策推進課 障害福祉給付係 電話番号(直通) 03-5722-9254	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年12月23日	3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 ・別表第1の84の項並びに主務省令(※)第60条 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第9項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の84の項並びに主務省令第60条 ・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第8の項	事後	
令和3年12月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の108,109及び110の項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第9項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	【情報提供の根拠】 ○番号法別表第2の16,26,56の2,57,87,108,109,110及び116の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令の該当条項 【情報照会の根拠】 ○番号法別表第2の108,109及び110の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令の該当条項 ○番号法第19条第9号 ○目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第8の項	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年12月23日時点	事後	
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年12月23日時点	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	障害福祉システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の84の項並びに主務省令第60条 ・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第8の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 ・番号法別表第1の117の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(以下「条例」という。)第3条及び別表第8の項 ・条例施行規則第9条	事後	法令上の根拠再整理
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法別表第2の16,26,56の2,57,87,108,109,110及び116の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令の該当条項 【情報照会の根拠】 ○番号法別表第2の108,109及び110の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令の該当条項 ○番号法第19条第9号 ○目黒区個人番号の利用に関する条例第3条及び別表第8の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条8号 ○番号法別表第2の9、13、18、32、37、67、72、73、116、142、151の項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、及び第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条8号及び第9号 ○番号法別表第2の142、143及び144の項並びに主務省令第55条、第55条の2及び第55条の3 ○条例第3条及び別表第8の項 ○条例施行規則第9条	事後	法令上の根拠再整理
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月23日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月23日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係、 障害施策推進課 計画推進係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号	健康福祉部 障害者支援課 支援サービス係、 障害施策推進課 障害福祉給付係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号	事後	請求先一部変更
令和7年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 ・番号法別表第1の117の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(以下「条例」という。)第3条及び別表第8の項 ・条例施行規則第9条	・番号法別表117の項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)別表8の項	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条8号 ○番号法別表第2の9、13、18、32、37、67、72、73、116、142、151の項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、及び第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条8号及び第9号 ○番号法別表第2の142、143及び144の項並びに主務省令第55条、第55条の2及び第55条の3 ○条例第3条及び別表第8の項 ○条例施行規則第9条	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項及び146の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表144の項、145の項及び146の項 ○番号法第19条第9号	事後	
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力局面で、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である (判断の根拠) 照会システムにアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 障害者支援課 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850 <b>知的障害者相談係</b> 電話番号(直通) 03-5722-9851 精神障害福祉・難病係 電話番号(直通) 03-5722-9369 健康福祉部 障害施策推進課 障害福祉給付係 電話番号(直通) 03-5722-9254	健康福祉部 障害者支援課 身体障害者相談係 電話番号(直通) 03-5722-9850 <b>知的障害・発達障害相談係</b> 電話番号(直通) 03-5722-9851 精神障害福祉・難病係 電話番号(直通) 03-5722-9369 健康福祉部 障害施策推進課 障害福祉給付係 電話番号(直通) 03-5722-9254	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	